

周波数再編アクションプラン(令和7年度版)(案)に対する意見

該当箇所(ページ番号、項目等)	意見
無線LANの更なる高度化と周波数拡張等(6ページ、21ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送事業者は6,425～7,125MHzにおいて、放送本線の伝送を行う番組中継用の固定局を24時間365日、基幹放送局と一体的に運用するとともに、報道取材や番組制作のための素材を伝送するFPUを日常的に運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・ 固定局やFPUに有害な干渉を与えることなく周波数を共用し、無線LANの屋外利用を含む帯域拡張を実現するために、AFC(Automated Frequency Coordination)システムを採用する方向性は理解できますが、「AFCシステムの技術的要件及び運用に関する基本的考え方の整理」に当たっては、既存無線システムの特長や運用形態を踏まえて慎重に検討を行い、丁寧に合意形成を行う必要があります。
V2Xの検討推進(6ページ、22ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ V2X通信システムを導入するために、既存の放送事業用無線局の全国的な周波数移行が進められていますが、スケジュールありきでなく、放送事業者に過度の負担をかけないことが大前提です。 ・ さらに、周波数が隣接するFPUなどの既存無線システムに有害な干渉を与えないよう、共用条件等の検討を丁寧に行う必要があります。 ・ 周波数再編を円滑に実施するため、周波数割当計画を変更し、特定周波数変更対策業務の対象とする方針は理解できます。ただし周波数移行は、▽放送事業者側において多くの労力を要する事業である、▽無線設備の製造や工事などに要する時間を見込む必要がある、▽放送事業者の工夫や努力だけで解決できない事案が発生する可能性がある——などの事情に配慮が必要であり、周波数の使用期限は無理のない形で規定すべきです。
V-High帯域等の活用方策[170～222MHz](12ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放送事業者は下側の160MHz帯において、放送の継続に欠かせない各種の移動局・固定局を運用しており、狭帯域IoT通信システムのガードバンド等への導入にあたっては、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 ・ 技術的条件を検討し、令和7年度中を目途に制度整備を行うとのことですが、スケジュールに固執することなく、また万が一にも結論ありきとならないよう、慎重かつ丁寧な検討が求められます。特に、既存無線システムの現場運用において、運用条件の制約など過度の負担が生じないよう、丁寧に合意形成を行う必要があります。

<p>衛星ダイレクト通信システム（7ページ、17ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 700MHz帯衛星ダイレクト通信の検討にあたっては、下隣接周波数において運用されている地上デジタルテレビ放送（710MHz以下）、および特定ラジオマイク（714MHz以下）に有害な干渉を与えないことが大前提です。 • 共用条件等の技術的な検討を進め、令和8年中を目途に制度整備を行うとのことですが、スケジュールに固執することなく、慎重かつ丁寧に検討を行う必要があります。 • 特に地上デジタルテレビ放送に混信妨害が発生した場合、影響を受けるのは放送を受信している一般の視聴者であるため、技術面の検討に加えて、視聴者を含む関係者全体が安心できる運用・相談などの体制構築の検討も必要です。
<p>5Gや6Gを念頭に置いた周波数確保（23ページ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 放送事業者は①WRC-23でIMT特定された7,025～7,125MHzにおいて番組中継用の固定局や素材伝送用のFPUを、②7,425～7,750MHzにおいて番組中継用の固定局を、それぞれ運用しており、こうした業務を今後も支障なく継続できることが必要不可欠です。 • ①の帯域について5Gへの割当て可能性を検討する際は、既存無線システムである固定局やFPUへの十分な配慮が必要です。 • ②を含む帯域については、ニーズや周波数共用の可能性等を踏まえつつIMT特定に向けた検討を加速し、WRC-27での対処方針に反映していくとのことですが、検討にあたっては、既存無線システムの免許人の意見を十分に汲み上げる必要があります。